

○「議案第88号 川崎市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人の基準等に関する条例の制定について」

《主な質疑・答弁等》

* 仮認定制度の概要及びメリットについて

認定NPO法人が満たさなければならない要件のうち、最も厳しい要件として、当該団体が広く一般から支持されているかを測る指標であるPST（パブリック・サポート・テスト）がある。仮認定制度とは、PST要件以外の運営組織や事業活動内容が適切であるといった各種要件を満たすことにより、3年間と期間を限定して認定に準じた仮認定を受けることが可能となる制度である。仮認定を受けることにより、個人の場合は所得税の40%、個人住民税の最大10%の寄附金控除を受けられるなど、税制上の優遇措置に関するメリットがある。

* 条例案可決後の手続について

7月1日に条例を施行し、7月2日から申出を受け付け、縦覧期間を経て8月下旬から10月にかけて書類審査等を行い、12月定例会にNPO法人を指定する議案を提出することとなる。また、7月上旬に、法人向けの説明会の開催を予定している。なお、この議案は、指定するNPO法人の名称等を条例に記載することにより、平成24年1月1日まで遡り、指定法人への寄附を市民税の寄附金控除の対象とするものである。

* 不正行為の防止策について

NPO法人が開設しているホームページを随時確認するなど、適切な事業が行われているかを把握するとともに、年1回の提出を義務付けている事業報告書等を確認することにより、団体の活動状況を常に注視するよう取り組んでいる。法令違反が疑われる場合は、立入検査や改善の勧告・命令を行い、指導・監督を行っていく。

* 事務負担軽減のための特例措置について

条例指定を受けたNPO法人が全て認定取得を目指すとは限らないため、年間平均収入額が800万円未満の法人に限り基準等を緩和し、申出の事務負担を軽減する特例措置を設けることとした。この条件に該当する事業規模のNPO法人は運営要件が緩和されるが、法人運営上の安定性や事業の継続性を鑑み、指定更新を受けなければならない期間を通常5年から3年に短縮している。この特例措置は、一律に適用するのではなく、NPO法人側が適用の可否を選択できるものとなっている。

* 本市の目指すNPO施策の方向性について

NPO法人をはじめとする市民活動支援施策については、市民活動推進委員会において、過去10年にわたりさまざまな議論を重ねてきた。NPO法人の形態をとらず、地域で活動している団体も多数存在する。このような団体も含

め、行政側からいかにアプローチしていくかが重要であると認識している。これまでの議論の成果を検証し、市民活動がより一層充実・活発化するよう今後も支援していきたいと考えている。

*** 行政の指導・監督体制について**

指導・監督については、市民・こども局市民協働推進課が行うこととなる。ただし、情報収集や情報共有という形で、各区役所等との連携が必須であると考えられ、また区の窓口などにさまざまな相談が寄せられることも想定される。今後の申出件数の推移や対応実績などを勘案し、適切な対応が図れるような体制の整備等について検討していきたい。

《意見》

- * 本条例により、より活発なNPO法人の活動が促されると思われるため、行政として適切なサポートを行い、本制度の実効性を担保してほしい。
- * 本条例は地域で活動するNPO法人を支援するための手段であるとともに、寄附した市民の個人住民税が控除される制度である。NPO法人を支援することがどのようにまちづくりに活かされるか、また寄附する市民にとってのメリット等、制度の趣旨を十分に周知することが重要であると考えている。今後は効果的な広報のあり方について、研究を重ねてほしい。
- * NPO法人の形態はさまざまであり、老人会やボーイスカウトなどを基礎とした地域に密着したNPO法人が数多く存在する。地域に根ざした活動団体の実績を適正に評価していくことが、今後はより一層重要となると思われる。また、NPO法人の自由な活動を担保しつつ、活動内容に不適切なものが含まれることのないよう、指導・監督していくことが必要である。

《審査結果》

全会一致原案可決

○「議案第89号 川崎市小児医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について」

《主な質疑・答弁等》

*** 今後の小児医療費助成施策拡充の展開について**

必要な財源を確保した上で、安定的かつ継続的に小児医療費助成施策を実施していくことが重要であると認識している。これまでも段階的に拡充を行ってきたところであるが、今後についても拡充の方向で検討を進めていきたいと考えている。

*** 9月から施行し遡及適用を行わない理由について**

移行年度の対象者が円滑に医療費助成を受けられるよう、市民への周知やシステム改修に要する期間の確保、転出者への対応、対象者の所得状況の確認等の諸課題を勘案し、遡及適用は行わず、本年9月1日からの施行とすることとした。

*** 拡充対象を小学校1年生までとした理由について**

小学校入学は、それまでと大きく環境が変わるタイミングであり、児童が体調を崩す可能性も大きい時期であるため、助成対象とする必要性が大きいと判

断した。また、これまでも段階的な拡充施策をとってきており、平成19年に小学校就学前まで拡充してきていることから、今回は小学校1年生を対象としたものである。

*** 施策の重要度について**

所得制限世帯以外の全ての子どもが対象で、市民にとって非常に身近な施策であり、保育施策、児童虐待対策等と並んで重要施策の一つと認識している。

*** 施策の財源の決定過程について**

昨年6月に、川崎市小児医療費助成制度検討プロジェクト会議が発足し、さまざまな観点から複数回にわたり検討を行ってきた。この会議において、助成の対象年齢のシミュレーションを行い、費用がどれだけ増加するのか等について慎重に検討を重ねてきた。今回の財源には行財政改革による効果を還元した部分も含まれているが、サマーレビューやオータムレビュー、予算編成を通じて、本市施策全体の中で決定したものである。

*** 市と県の負担割合について**

政令指定都市については、入院時は中学校卒業まで、通院時は小学校就学前までの間、医療費の4分の1の費用を県からの補助金で賄っている。今回の対象年齢拡大に際しては、増加分は県の補助の対象外であり、本市の単独負担となる。

*** 近隣都市の動向把握について**

比較的転入転出者の多い近隣都市間で施策内容が異なるという状況があるため、近隣都市の動向も調査し、検討を進めている。現在は自治体がそれぞれ独自に施策を展開しているが、本来は国が全国的に同じ基準で実施すべき施策であり、国に対して要望行動を行っている。

*** 所得制限の取り扱いに係る今後の取組について**

高額所得者の所得制限に係る取り扱いについては、大きな課題としてこれまでも継続的に議論がなされてきた。所得制限により制度の恩恵が受けられないことは不公平である、という意見があることは認識しているが、本制度を継続的に運用していくためには、現時点での所得制限の撤廃及び緩和は非常に困難であると考えている。ただし、今後については、他都市の動向を注視しながら、引き続き検討していきたい。

*** 仮に所得制限を撤廃した場合の増加額について**

小学校1年生まで対象年齢を拡大し、所得制限を撤廃した場合は、新たに必要となる財源は3億6千万円程度の見込みである。

《意見》

- * 1日も早く、中学校卒業までの通院・入院医療費の助成について実現できるよう、尽力してほしい。
- * 本市で子育てをしている世代にとって、「川崎市は子育て支援に力を入れている」という実感が持てるような施策展開が非常に重要である。
- * 9月施行とした理由が単に行政側の事務手続上の都合であるならば、本市の子育て施策に対する積極的な姿勢を明らかにする意味で、4月まで遡って施行すべき

である。

- * 所得制限の撤廃と対象年齢の引き上げは市民共通の願いであると思うので、引き続き検討してほしい。
- * 川崎市小児医療費助成制度検討プロジェクト会議で、今後、議会で議論された内容を受け止め、拡充に向けて継続的に検討を進めてほしい。
- * 4月まで遡及できない理由に納得はいかないが、対象年齢を1年拡大したことについては一定の評価はしたい。

《審査結果》

全会一致原案可決

○「議案第90号 川崎市保育園条例の一部を改正する条例の制定について」

《主な質疑・答弁等》

* 少子化を見据えた今後の保育所縮小の考えについて

現在本市には203の保育所が設置され、そのうち民間の保育所は140施設、残りの63施設が公立保育所となっている。今後、利用児童が減少した場合には、各保育所の立地や利用の状況などを勘案しながら、公立保育所の統合なども含めて検討していきたいと考えている。

* 公立保育所が今後担うべき役割について

公立保育所の担うべき役割は、地域における子育て支援機能、民間保育所や認可外保育施設との危機管理を含めた連携機能、保育士・栄養士等といった人材の育成機能と考えている。詳細については現在検討中であるが、今年の秋頃までには、基本的な方向性について明らかにしていく予定である。このことにより、本市公立保育所の目指すべき将来像を示すことができると考えている。

* 民間保育所における障害児の受け入れ状況について

障害の有無にかかわらず、保育に欠ける状況を確認し、公平に入所決定を行っていることを認識している。民間保育所において障害児の入所が決定した場合には、職員の雇用に係る補助金の支給を併せて行っている。今後については、補助金の増額などについて検討していきたいと考えている。

* 公立保育所の知識技術の継承について

公立保育所の新たな役割の一つとして、人材育成機能の強化がある。経験年数の比較的浅い民間保育所の保育士と、経験豊富な公立保育所の保育士との交流により、人材育成を図り、公立・民間の壁を越え知識技術を継承していけるよう、連携を進めていきたいと考えている。

《意見》

- * 民間保育所が導入する新たな保育方法を否定するわけではないが、公立保育所はこれまで培ってきたノウハウを保持し、民間保育所を指導していかなければならない。
- * 保育の質の確保と障害児への対応は今後の保育施策における非常に大きな課題であり、当事者の事情などに十分配慮した上で、きめ細やかな対応をお願いしたい。

- * 公立保育所を廃止する議案として提出された中で、今後公立保育所をどういう形で残していくのかを明らかにしてもらえない限りは、本議案には賛成できない。
- * 民間保育所の離職率が高く、経験の蓄積が効果的に進まない懸念がある中、新たに民間保育所が5つ増加することに繋がる本議案には賛成できない。

《審査結果》

賛成多数原案可決

○「議案第98号 川崎港コンテナターミナル・コンテナクレーン製作工事請負契約の締結について」

《主な質疑・答弁等》

* 他港とのコンテナ取扱量の比較について

川崎港は工業港として発展してきたという経緯がある。また、コンテナバースが一つしか存在しないため、複数のコンテナバースを保有する他都市港湾と比較し、取扱量は少なくなっている。1コンテナバース当たりの取扱量を横浜港と比較しても、川崎港の3万2,000TEUに対し、横浜港は多い場合で、最大約20万から30万TEUを扱っているコンテナバースもある。川崎港の潜在能力を活かしきれていない理由の一つとして、ガントリークレーンが2基と少なく、船舶を受け入れる体制が他港と比較すると劣っていることが挙げられる。京浜港全体の取扱量は増加していることから、本市の施設を有効活用し受け入れ港としての機能を発揮するため、設備投資が不可欠と考えている。

* 川崎港への費用投入に係る具体的な展望について

当面はガントリークレーンの設置により、川崎港のコンテナ取扱能力が向上すると考えている。今後は取扱量増加に対応するためのコンテナターミナルのヤードの補修を検討しているが、地理的条件や港湾施設の状況などを鑑み、ソフト面に力を入れたポートセールス活動も展開していきたい。

《意見》

- * 港湾整備は莫大な費用が必要となるため、東京・横浜・川崎の3港連携の中で、川崎港としての役割を明確に打ち出すべきである。具体的な施策とそれに伴う費用負担の裏付けが明白でない状況では、本議案には賛成できない。
- * 週1回2隻同時に接岸するため3基目のガントリークレーンが必要とのことであるが、その使用頻度を考えると3基目が必要であるということには納得できないため、本議案には賛成できない。
- * 川崎港への投資は本来計画的に行うべきであり、今回の議案提出は「遅きに失した」と言わざるを得ない。この費用投入による効率的かつ効果的な運営を強く要望する。

《審査結果》

賛成多数原案可決

○「議案第99号 仮称新川崎地区産学官共同研究施設クリーンルーム整備工事請負契約の変更について」

《主な質疑・答弁等》

* 入居予定の企業について

本施設には、4大学ナノ・マイクロファブリケーションコンソーシアム、東京大学社会連携講座、サイヴァクス株式会社、パナック株式会社の4団体が入居予定である。4大学ナノ・マイクロファブリケーションコンソーシアムは慶應義塾大学、早稲田大学、東京工業大学、東京大学からなる、分野をまたがる技術の連携研究組織である。東京大学社会連携講座は、東京大学と日本IBM株式会社との共同プロジェクトであり、人間の脳の原理に立ち返り、新しいコンピュータの原理を研究するプロジェクトである。サイヴァクス株式会社はナノ・マイクロ技術によるLEDの効率向上などを研究している企業である。また、パナック株式会社は藻の研究・培養により、バイオ領域への応用を目指している企業である。

* 災害発生時の対応について

本施設では4種類の特種なガスを扱うため、消防法など関係法令の遵守は必須である。指定管理者の選定においても、平時の管理とともに緊急時の対応も念頭に置いた選定を行っている。また、近日中に新川崎地区ネットワーク協議会を開催し、産学連携やビジネスマッチングといった題材と併せて、幸区の防災についても情報提供等を行う予定である。防災面も含め、新川崎地区の今後の動向が地域住民に開かれたものとなるよう、行政として随時働きかけていきたいと考えている。

* 当初の仕様に含まれていなかった理由について

施設の仕様検討段階では、大学等への聞き取りにより、想定される利用形態に対応できるよう進めていた。その後、世界的にも最先端の研究を行う入居企業が決定し、最先端の研究環境への対応や、地域の中小企業の今後の幅広い利用用途への対応を図るため、またより安全な環境で研究を行うための施設整備を行うため、今回工事請負契約を変更することとなった。

* 入居企業の許可年数及び新たな企業が入居した場合の整備について

各企業とは原則として5年以内の許可としているが、東京大学社会連携講座については、本市と基本協定を締結しており契約期間を8年としている。他の企業についても3年間の契約延長を可能としている。また、今回の仕様変更による整備はクリーンルームに必要なインフラ設備の増強であり、今後新たな企業が入居した場合においても、必要なインフラとして利用されるものであり、新たな仕様変更は想定していない。

* 中小企業支援の内容について

本市は平成21年度から、中小企業を対象としたナノ・マイクロ技術関連の研修講座を実施している。今後はより中小企業が参加しやすいよう、広報や研修内容の調整について配慮していきたいと考えている。また、4大学ナノ・マイクロファブリケーションコンソーシアムは、最先端機器の開放を行う予定であり、中小企業は、実費程度の使用料により機器利用が可能となる。中小企業が利用しやすいよう、ナノ・マイクロ技術の入門書を作成・配布したり、産学

連携補助金などの既存施策を活用したりしながら進めていきたいと考えている。

《意見》

- * ナノ・マイクロ技術の世界は日進月歩であるが、一度確定した仕様を変更すると
なると、市民の理解を得るのは大変困難である。入居企業のニーズを詳細に把握
することと併せて、地域の中小企業への還元策についても検討を進めてほしい。
- * 中小企業向けに限らず、入居企業によるナノ・マイクロ技術についての一般市民
向けの公開講座の開催について検討してほしい。

《審査結果》

全会一致原案可決

○「議案第113号 川崎市下作延中央保育園の指定管理者の指定についての市長の
専決処分の承認について」

《主な質疑・答弁等》

* 保育所職員の経験年数について

園長の保育経験年数は47年であり、そのほか保育士については、経験年数
10年以上の職員が3人、5年以上の職員が12人、4年の職員が6人である。

* 保育所におけるモニタリング結果の把握について

保護者へのアンケート調査や、平成22年度に行われた第三者評価によって、
保育所に対する利用者の評価や運営状況について把握しており、結果について
は「良好」となっている。

* 保育士の意見聴取の機会について

市民・こども局こども本部保育課で副園長と機会があるごとに面接を行い、
運営状況などを聞いており、運営に支障はないことを確認している。

* 地方自治法第179条の規定による市長の専決処分とした理由について

財団法人神奈川県民間保育園協会では、昨年11月から県と社会福祉法人設
立に向けて事前協議を行ってきたが、協議終了後の本年2月9日に社会福祉法
人の設立申請を行った。県から認可されたのが3月19日、設立の登記が完了
したのが3月21日であった。このため、平成24年第1回定例会への提出が
間に合わず、地方自治法第179条第1項の規定による市長の専決処分を行っ
た。

* 指定期間中の法人変更時の法人選定手続について

旧財団法人に対する指定期間は平成22年4月1日から平成27年3月31
日までであるが、社会福祉法人移行後も団体の継続性が認められることから、
非公募による再指定とした。指定期間が終了した後は改めて、公募による指
定管理者の選定を予定している。

《意見》

- * 保育の質が確保されているのか否かが最も大きな問題であり、その点をしっかりと
確認してほしい。
- * 本議案は非常に重要な案件であり、仮に時間的余裕がないとしても専決処分を行
うことは好ましいものではない。今回に限ってはやむを得ないものと受け止める

が、今後議案の提出に当たっては十分配慮してほしい。

- * 指定期間が終了すると公募により再選定が行われることになるが、結果的に保育の継続が確保できなくなる恐れがある。これは指定管理者制度の根本的な矛盾であり、この問題を含む本議案には賛成できない。
- * 継続的な対応が必須の保育事業には指定管理者制度はなじまないと思われるため、本議案には賛成できない。

《審査結果》

賛成多数承認

○「議案第125号 川崎市男女共同参画センターの指定管理者の指定について」

《主な質疑・答弁等》

* 共同企業体の構成変更の影響について

共同企業体から脱退することとなった企業が受け持っていた業務は、建物管理業務、清掃業務、警備業務などであるが、共同企業体の構成企業が人員を含め業務をそのまま引き継ぐことにより、継続的な運用に支障ないことを確認している。

* 非公募により再指定を行った理由について

共同企業体の構成が大きく変わる事となるため、公募により再選定を行うべきとの意見もあるが、業務の継続性の確保を最優先すべきとの判断から、民間活用推進委員会での議論を経て、公募によらず現行の企業体が業務を継承する形で再指定することとなった。今後は共同企業体の構成に変更が生じた場合のマニュアル化も含め、関係局と検討していきたい。

* 共同企業体脱退に係る事前情報の収集について

東京電力株式会社の事業合理化に伴う再編整備について話題となった際、共同企業体の構成員である当該企業の売却という情報も得ていたところである。適宜情報収集を行うことにより、企業側の動向を注視することができたため、適切な対応が図られたと考えている。

《意見》

- * 指定管理者として指定した時点では、共同企業体の構成企業が変更となる可能性を想定していなかったとのことであるが、今回の件を踏まえ反省すべき点や課題を抽出し、マニュアルの見直しなどについて早急に整理検討を行い、適宜議会へ報告してほしい。
- * 川崎市男女共同参画センターに寄せられる相談は今後ますます複雑化することが予想されるので、人員配備など体制の強化について検討してほしい。
- * 共同企業体からの脱退により、警備業務や清掃業務に従事していた職員が、職を失ったり、非正規職員へと待遇が悪化したりすることのないよう、雇用の確保という観点からも注視してほしい。
- * 共同企業体の構成変更は一般的には契約の変更ともとらえることができ、企業側の都合により行政側に過度の負担が生じているのは厳然たる事実である。今後は取り扱いについて十分に注意し、どのように対応していくべきか検討を進めてほ

しい。

《審査結果》

全会一致原案可決

○「最低賃金の改定等に関する意見書（案）」

《審査結果》

全会一致意見書提出